

北海道地域商業活性化方策 (事務局案)

～地域商業の活性化に向けた自主的な取組への方策～

北海道地域商業の活性化に関する条例 (H24. 4. 1施行)

○地域商業は、地域経済の発展や雇用機会の創出とともに、地域住民の消費活動を支え、人々が集い、交流する場として、道民の暮らしと密接な関わりを有しながら、地域社会の発展に寄与してきたが、その取り巻く環境は、景気の低迷や事業所数、販売額の減少、中心市街地の空洞化など厳しい状況にあり、加えて、高齢化の一層の進行や消費者の購買意識の変化に対応し得る変革が求められている。

○こうした中で、地域商業の活性化を促し、地域の実態に応じた取組の強化を図ることが、今後の地域経済や地域社会の発展にとって極めて重要。

○このため、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域商業がこれまで担ってきた役割の維持強化を図ることにより、安定した道民の消費生活並びに活力ある地域経済及び地域社会を次代に引き継いでいくため、この条例を制定。

北海道地域商業活性化方策とは、

資料7-2

「地域商業の活性化に向けた具体的な取組の方向性を示す指針」(条例第9条)として、地域の様々な関係者が協働のもと、地域商業の活性化に向けて積極的な取組が推進されるよう、

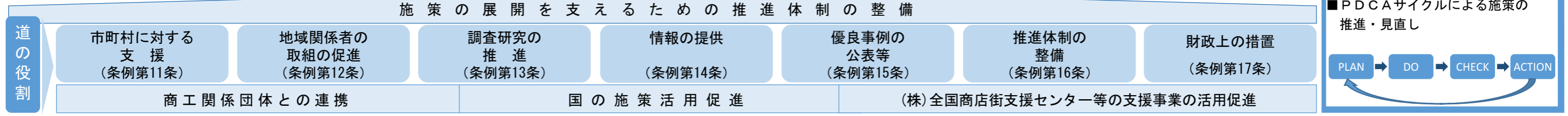
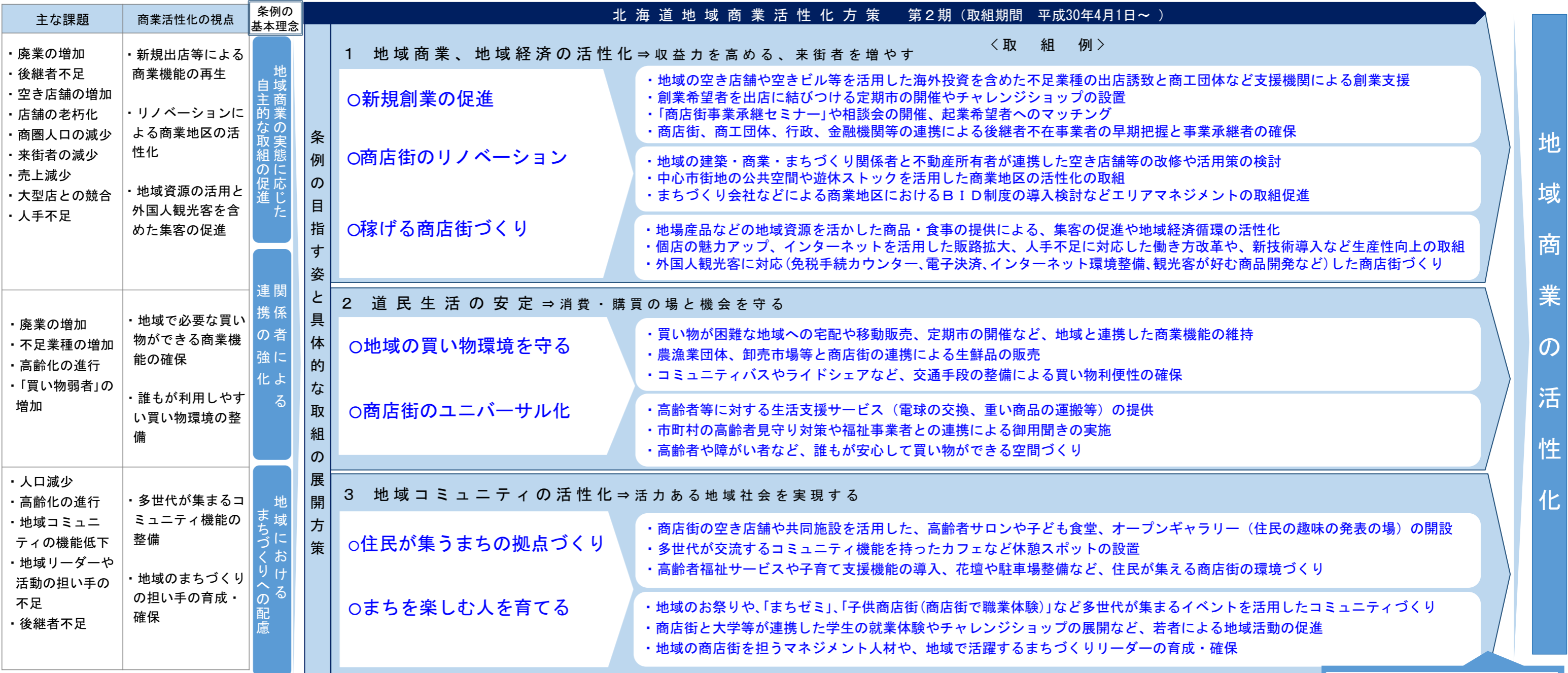
条例の目指す3つの姿(「地域商業、地域経済の活性化」、「道民生活の安定」、「地域コミュニティの活性化」)に沿って、重点的に取り組んでいくべきテーマを設定し、具体的な取組例などについて示しています。

道では、本方策に基づき、関係者が一体となって地域の実態に応じた取組を誘導していくためのモデル事業や、地域商業の課題を解決するための人材の発掘・育成や、実施体制の構築、国の支援制度活用に向けた活性化計画の策定の取組などに対して支援を行ってきましたが、平成29年度で第1期の取組期間が終了するため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、内容を見直し、今後、重点的に取り組むべきテーマと具体的な取組の方向性を示す第2期方策を策定しました。

平成30年4月1日

北海道経済部地域経済局中小企業課

本道の 地域商業 等の現状	・小売業・卸売業	:小売業 (H26年 42,150事業所(▲5.4%)、従業者数335,421人(▲0.8%)、年間商品販売額58,814億円(▲4.5%))、卸売業(15,940事業所(16.5%)、従業者数136,330人(8.5%)、年間商品販売額105,738億円(▲9.3%))	カッコ内は平成19年との対比 出典:平成26年商業統計
	・商店街数	:173組合 (H28年度(H12の262組合をピークに年々減少))(法人化された商店街のみ)	出典:平成28年度商店街実態調査報告書(北海道)
	・商店街の空き店舗率	:12.9% (H28年度(0.7ポイント増加))	カッコ内は平成26年度との対比 出典:平成28年度商店街実態調査報告書(北海道)
	・総人口	:5,381,733人(H27年の総人口(124,686人減少、▲2.3%))	カッコ内は平成22年との対比 出典:国勢調査
	・65歳以上人口	:1,558,387人(H27年の総人口に占める割合 29.1%(4.4ポイント増加)、65歳以上の高齢単身世帯数 : 31万9,408世帯(5万7,855世帯増加、一般世帯に占める割合～13.1%(2.3ポイント増加))	カッコ内は平成22年との対比 出典:国勢調査



地域商業の活性化